

埼玉県私立幼稚園設置認可に係る審査基準

制定	平成	6年	10月	1日
改正	平成	12年	3月	27日
改正	平成	14年	3月	28日
改正	平成	18年	12月	26日
改正	平成	27年	4月	1日

埼玉県所轄の私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置認可については、法令の規定によるほか、この審査基準により定めるところによる。

1 設置者

幼稚園の設置者は、学校法人又は保育所若しくは幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人とする。

2 立地場所

幼稚園の設置場所は、当該地域における教育環境、教育需要及び既設幼稚園等との距離を総合的に勘案し、適正な位置に立地するようにしなければならない。

また、幼稚園には、次に掲げる地域・地区を含まないこと。

- (1) 集团的農地、生産性の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地等、農業上確保すべき農地
- (2) 生産緑地法の規定による生産緑地地区
- (3) 都市計画法の規定による用途地域で、工業地域又は工業専用地域
- (4) 都市計画法の規定による高度利用地区
- (5) 都市計画法の規定により、都市計画決定された、道路、公園、下水道又は河川等の都市計画施設を含む土地
- (6) 砂防法の規定による砂防指定地
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による急傾斜地崩壊危険区域
- (8) 河川法の規定による河川区域
また、河川のはんらん区域等、災害の危険が大きいと想定される区域
- (9) 自然公園法の規定による自然公園内の特別地域、埼玉県自然環境保全条例の規定による県自然環境保全地域内の特別地区、埼玉県立自然公園条例の規定による県自然公園内の特別地域
また、近郊緑地保全区域、緑地保全地区、鳥獣保護区特別地区、ふるさと緑の景観地、その他特に保全すべき緑地として計画されている土地
- (10) その他、幼児の教育環境及び安全性等に著しく影響があり、幼稚園を設置するのにふさわしくない土地

3 収容定員

幼稚園の収容定員は、当該地域における教育環境、教育需要、将来の人口動向並びに既設の幼稚園及び認定こども園の実員状況等を総合的に勘案し、合理性のある定員とする。

ただし、280人を上限とする。

4 施設及び設備等

幼稚園の施設及び設備等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 園地（園舎敷地、運動場及びその他の用に供される敷地）は、同一敷地内にあり、かつ、面積は1,000㎡以上であること。
また、国土利用計画法及び農地法等の関係法令の許認可等を得たものであること。
- (2) 園舎は、幼児の保育環境に適し、安全性に支障がないものであること。
また、都市計画法、農地法及び建築基準法等の関係法令の許認可等を得たものであること。
- (3) 保育室及び遊戯室の面積は、それぞれ、46㎡、92㎡を標準とし、かつ、2方向に有効な出入口が設置され、幼児の避難上支障がないものであること。
- (4) 保健室は、応急処置等をするために必要な保健器具及びベット等が常備され、衛生的な環境であること。
- (5) 便所は、保育室の近くに分散して設置し、原則として水洗便所とし、衛生的なものであること。また、建築基準法の規定により、水洗便所を設置することにより、し尿浄化槽を設置しなければならない場合には、不浸透性で堅ろうな構造のし尿浄化槽を設置するものとし、給水管及び貯水槽と離れた位置に設置されていること。
なお、やむを得ない事情で、くみ取り便所にする場合には、外部くみ取り密閉式であり、不浸透性で堅ろうな構造のくみ取り槽を設置するものとし、給水管及び貯水槽と離れた位置に設置されていること。
また、便所には、専用の手洗用設備を設置し、大便所の扉は幼児の危険防止のため外部から破鍵が可能なものとなっていること。
- (6) 飲料用設備、手洗用設備については、区別して設置し、衛生的なものであること。
- (7) 足洗用設備は、園舎の主要な出入口に設置されていること。
- (8) 飲料水については、上水道の水を使用し、衛生上無害である証明がされているものであること。

また、給水管、給水栓及び給水ポンプ等は、外部からの汚染を受けない構造となっていること。なお、貯水槽を設置する場合には、地上式であって、不浸透性で堅ろうな構造であり、かつ、その通気孔やマンホールは雨水、汚水及び

異物等が入らないものであり、流管及び排水管は下水等が逆流しない構造であること。

(9) 園舎を2階建とし、保育室又は遊戯室を2階に設置する場合には、建築基準法及び消防法の規定に適合するほか、幼児の退避上支障がないように二方向以上階段等が設置され、必要に応じて、避難設備等が設置されていること。

(10) 園具及び教具は、収容定員及び学級数に応じ、適切な数であり、かつ、安全上支障がないものであること。

(11) 給食室を設置する場合には、調理室、準備室、食糧貯蔵室及び調理従事員専用便所等必要な場所が適切に区分されており、かつ、各施設が衛生的な流れ作業を実施するうえで適当に構成されており、水はけ、採光、通風、防そ及び防虫等の対策を十分配慮した構造・設備となっていること。

(12) プールを設置する場合には、専用の足洗い、シャワー、洗眼及びうがいの設備を設置し、使用する水は、水質検査の結果、支障がないものであること。

5 収益事業施設等

幼稚園の施設は、幼児の直接の教育の用に供される目的以外のために継続的に使用される施設（主として、在園児以外を対象とする施設及び財産の寄附者が居住その他私的な用に供しているもの等）を含んではならない。

ただし、別に定める「埼玉県幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為認可に係る審査基準」（平成27年4月1日施行）及び「埼玉県幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為変更認可に係る審査基準」（平成27年4月1日施行）の規定に適合し、収益事業を行うことについて、寄附行為認可又は寄附行為変更認可が得られることができる学校法人の収益事業の施設で、保育時間外のみ園舎・運動場等の幼稚園施設を使用する場合、又は収益事業施設が園舎と同一棟となっており幼稚園施設との区分が明確になっている場合には、この限りでない。

6 教職員

園長は原則として専任とし、専任教諭は、一学級に1人以上を配置しなければならない。

7 3歳児学級の幼児数

3歳児学級の幼児数は、20人以下を原則とし、それを超える場合には、補助教員（幼稚園教諭免許を所有している者）を配置しなければならない。

8 既設幼稚園の移転の取扱い

別に定める「既設幼稚園の移転に係る取扱い基準」（平成18年9月1日施行）の規定により、移転先の幼稚園の設置認可が必要な場合については、設置認可に

係る取扱いについては、当該取扱い中、２、４及び７の規定を準用する。

9 無認可幼児施設の設置認可の取扱い

認可を受けていない幼稚園に類似する教育を行っている施設から、幼稚園を設置する場合の取扱いについては、無認可幼児施設としての設置の経緯等を総合的に勘案し支障がないものに限り、この審査基準を準用する。

10 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

1 この基準は、平成６年１０月１日から施行する。

2 「埼玉県私立幼稚園設置認可取扱内規」（昭和６０年５月１日施行）は、平成６年９月３０日をもって廃止する。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則

この基準は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成１８年１２月２６日から施行する。

附 則

この基準は、平成２７年４月１日から施行する。